

大口町こども条例骨子案について

条例策定のためのこれまでの取り組みにおける意見や他市町村の事例などをもとに、条例の骨子案を下記のとおり作成しました。また、本条例の「こども」の表記については、誰もが読むことのできるひらがなの「こども」で統一することを考えています。

前文

法令制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章で、解釈の基準になるものといわれています。

大口町らしい条例とするため、令和6年8月に開催予定のこどもの意見を聴く場において、こどもたちと一っしょに、こどもたちのことばで作りに上げていきたいと考えています。また、ふれあいまつり2023の参加者から集めたメッセージからワードを取り入れます。

最後に、前文を踏まえ、この条例の理念、制定する趣旨を明記します。

第1章 総則

目的

この条例の目的を述べます。本条例の目的は、こどもの権利の保障と「こどもにやさしいまちづくり」の推進を目的としています。「こどもにやさしいまちづくり」の意義については、次の定義で定めます。

定義

条例の中で使用する用語の意義を明記します。

「こども」は、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）から、原則18歳未満の人とし、必要に応じて拡大的に認めることがふさわしい人を含みます。

「保護者」は、こどもを現に養育する親と里親その他の親に代わりこどもを養育する者（祖父母や児童福祉施設長など）とします。

「育ち学ぶ施設」は、保育所、児童センター、児童養護施設、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、図書館などこどもが育ち学び活動するための施設をいいます。

「こどもにやさしいまちづくり」は、こどもの権利が尊重され、こどもが安心して健やかに学び育つことができること、こどもが権利の主体として、思いや願いをいうことができ、社会への積極的な参加ができることを社会全体で取り組むこととします。

責務

大人の責務を定めます。すべての大人に共通の責務として、こどもの最善の利益を考慮し、こどもの権利の保障に努めなければならないこと、こどもが他者の権利を尊重することができるように支援していくことの二つを記載します。また、個別の責務

として、それぞれの立場でこどもの権利を守るための責務を記載します。

第2章 こどもの権利

- ・安心して生きる権利
- ・守られる権利
- ・健やかに育つ権利
- ・参加する権利
- ・こども自身が権利を知り、自身の権利を大切にするとともに、周りの子どもの権利も大切にすること

上記権利の保障を個別具体的に記載します。

第3章 こどもにやさしいまちづくりの推進

本条例の目的でもあるこどもにやさしいまちづくりの推進のため、必要な事項として下記を定めます。

- ・こどもの意見表明及び参加の促進
- ・こどものための居場所の確保
- ・子育て家庭への支援
- ・援助を必要とするこどもや家庭への支援
- ・地域への支援
- ・育ち学ぶ施設への支援と権利の保障
- ・権利侵害に関する未然防止、相談及び救済
- ・広報及び啓発
- ・こどもに関する計画の策定等

第4章 雑則

本条例に定めのない事項は、町長が別に定めることとします。